

# (株)NDC設立の概要

## ● 株式会社ニチギデータセンター設立と経緯

平成22年10月28日、「効率と合法」をもとに、株式会社ニチギデータセンター（一般の商社）が設立されました。この設立について、平成22年6月19日、11月6日の社団法人日本歯科技工士の全理事会議事録には執行部内で質疑が行われた議事録がりますから、役員全員が半年以上も前から承知していたこととなります。しかし、日技代議員会及び評議員会には一切報告されず、また、都道府県技会長にも何ら報告がありませんでした。最近になって話題が広がり、問題視する意見が全国から、日技によせられ、日技は本年3月3日になって、（社日技第319号）文書で、ようやく内容を明らかにしました。この会社の所在地は日技会館となっており、区切られた事務室、電話、FAX、従業員などが、明らかになっておりません。

その会社の事業内容は社団法人日本歯科技工士会、日本歯科技工士連盟、都道府県技及び連盟の4つの団体の、会費収納業務ほかその他の請負となっています。そして、本年3月11日の代議員会では、この会社に業務委託する議案が提出されており、その規模は2,540万円（マンション1戸分）です。代議員会において議案が可決されますと、社団法人日本歯科技工士会から、会社に金が随時流れます。会社の経理に技工士会では問えません。今回、代議員会でどのような議決がされるか、皆さんの関心の的となっています。

## ● NDCの株主、人事権、業務

NDCの資本金は500万円。出資者は日本歯科技工士連盟であり、役員会が人事権を行使するとなっています。実務作業は社団法人日本歯科技工士の職員が出向します。会費収納は、全国の会員から、将来的にすべてNDCに入金され、整理して、社団法人日本歯科技工士会、日本歯科技工士連盟、47の各都道府県技及び47の各都道府県技連盟に振り込まれます。つまり、都道府県技会及び連盟は、会費をNDCに管理される事になります。そのほか、発送業務などを請け負います。

## ● 平成23年度(株)ニチギデータセンター業務委託費（議案書から抜粋）

1	総務部費	会員管理データベース業務	870万円
		会費收受業務	180万円
2	財務部費	慶弔金給付代行委託	10万円
3	広報部費	広報誌等発送関係費	1,440万円
4	歯科技工所運営対策部費	資料発送関係費	20万円
5	歯科技工士労務対策部費	資材発送関係費	20万円
		総額	2,540万円

## ●会社概要（謄本記載事項）

[称号] 株式会社ニチギデータセンター

[会社法人等番号] 011-01-057944

[本店] 東京都新宿区市谷左内町21番地の5

[会社設立] 平成22年10月28日

[目的] 1、データ管理業務 2、集金代行業務 3、経理事務受託業務 4、研修会、講習会、セミナーの企画、請負に関する業務 5、出版物の企画、製作、印刷、販売に関する業務 6、インターネットのホームページの立案及び維持管理に関する業務 7、不動産及び動産の維持管理に関する業務 8、前各号に付帯または関連する一切の業務 [資本金の額] 金500万円 [発行済株式の総数] 500株

[発行可能株式総数] 2000株

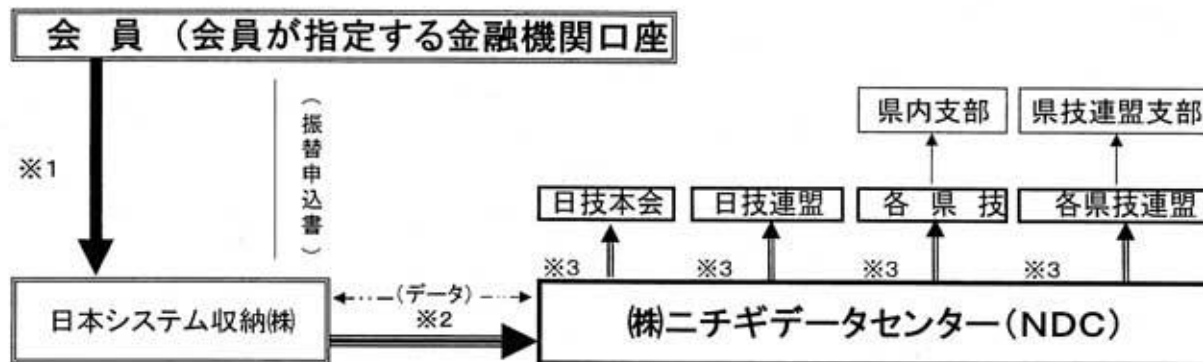
[株式の譲渡制限に関する規定] 当会社の株式の譲渡又は取得については、株主または取得者は取締役会の承認を得なければならない。

[役員に関する事項] 代表取締役・中西茂昭 取締役・奥村厚史 取締役・国府田知生 監査役・杉井伸行。

## ● 参考

会社や法人は、法律の定めるところに従って国家機関である登記所（法務局）に登記簿を備えて、商号・目的・役員・資本金等を公示する事としているのです。登記制度は、取引の安全を保護する役割を担っています。したがって取引をする日技会員は取引安全のため、会社の謄本を取得して見るすることができます。

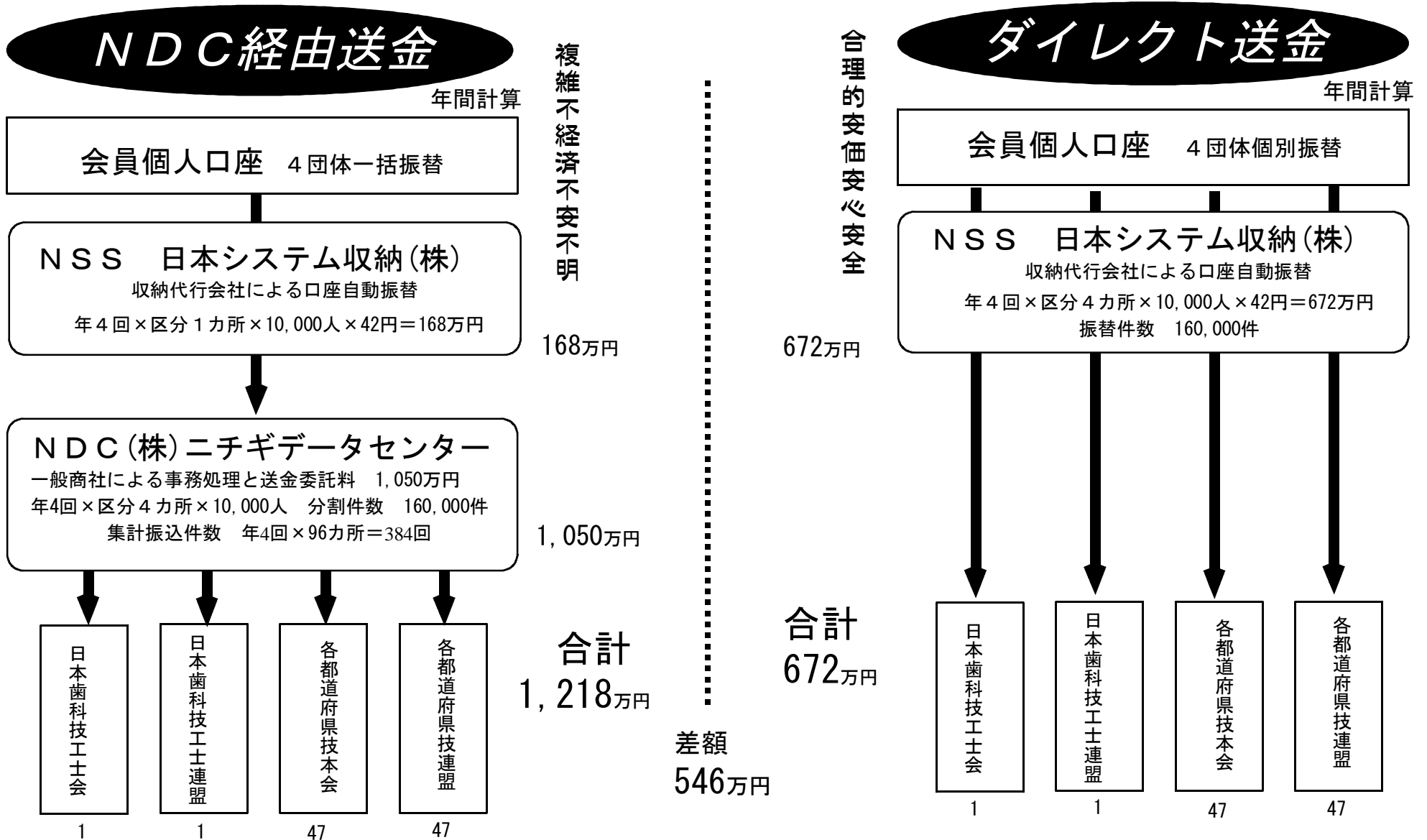
\* NDCとの契約による収受会費の流れ



- ※1 全国の指定金融機関から指定額を振替える  
基本は年4回、三か月分前納として振替える  
年会費については年1回の振替
- ※2 日本システム収納(株)からは振替手数料が引かれた金額が結果データとともに振り込まれてくる。
- ※3 「NDC」は、本来各契約団体に振替手数料分を引いた振替金額を振り込むこととなります。  
ただし、県技等からNDCに支払うべき振替手数料は、NDCから県技等に支払う会員管理及び会費督促等事務委託費に充当することとしますので会費振替総額を全額送金する。

# 歯科技工士会会費収納システムの比較

平成23年3月4日作成



私たちが行政に各種納付する際は、所得税、健康保険料、年金など、それぞれ分野別に納付書があり、ダイレクト送金となっていますので内容がよくわかります。これを一括して納付する事になったら、それこそ混乱が起きますでしょう。まして、その中間に民間会社が介在したなら、さらに複雑になります。日技改革案は合理化を名のもとに、実績の無い、事務処理能力も不明な、NDC株式会社ニチギデータセンターに技工士会会員の大切な会費を預けるもので、極めて不透明、不安な状況です。ダイレクト送金を扱うNSS日本システム収納(株)は大同生命の子会社で、全国の金融機関と提携している信用ある、広く知られた大手収納専門会社ですから、安全安心です。

【注】仮定として、会員数10,000人、振込先4団体、口座自動振替手数料42円、振替回数年4回として試みの計算ですから、参考数字にしてください。

# (株)NDC 設立の不条理

**日技執行部には任されない。  
こんな会社は必要ない。  
会員よ、立ちあがれ！反論しよう。**

## 1 連盟の出資で営利会社設立は政治資金目的外運用。

政治資金は政治活動のために政治資金規正法によって集められたお金です。日本歯科技工士連盟が会社設立に資金を使われたことは（社日技第319号文書）、目的外で、会費を払い続けている会員はこれを認めてはなりません。設立した会社が政治活動をすることはありません。

### 《政治資金規正法》

第八条の三 政治団体はその有する金銭等を、公職の候補者はその者が政党から受けた政治活動に関する寄附その他の政治資金に係る金銭等を、次に掲げる方法以外の方法により運用してはならない。

- 一 銀行その他の金融機関への預金又は貯金
- 二 国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）又は銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（次条第一項第三号口において「国債証券等」という。）の取得
- 三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの

## 2 評議員会議決なしでの出資は会員軽視。

最高決議機関の評議員会に諮らず、議決も得ないまま、執行部だけの独断で設立しました。重大事項にもかかわらず、評議員会に諮らないことは会員軽視といえるでしょう。しかも、詳細が明らかになったのは会員からの問い合わせがあってからでは、遅いのではないのでしょうか。執行部独断先決事項で、代議員、評議員の皆さまは承認されるのでしょうか。

## 3 日技職員出向では経費節減にならないのでは。

社団法人日本歯科技工士会の職員がNDCに出向するとなっています。公益法人の職員が退職しないで一般会社の業務を行うことは許されるのでしょうか。その雇用形態と、給与、待遇はどのような形になるのでしょうか。社団法人日本歯科技工士会、日本歯科技工士連盟、が、現在の予算の中から按分して、NDCに委託費を払うとなっています。これで、経費節減どころか、複雑になるばかり、同じ職員が、同じ事務所で、同じ仕事をするなら、委託会社設立の意味はありません。

## 4 全国一括収納システムは危険がいっぱい。

4つの団体はそれぞれ独立しており、その業務は、独自性、明朗な会計、運営、迅速な活動のため、すべて自前でやるのが基本で、どこの組織も常識的な事です。あえて、業務を分割し、子会社に委託する必要はないと思います。その組織で技術的、労務的にやむを得ない場合、外注という選択もありますが、その範囲は印刷など極めて限られています。会費収納は金銭の扱いですから半銀行業務です。個人情報漏洩、データ紛失など世間によくある話です。全国一括決済には特に気をつけなければなりません。万一事故が発生しますと、47の都道府県技および、膨大な損害が発生する恐れがあります。それぞれの組織が単独で行うことによって安全性が高まります。迅速、事故を未然に防ぐ方法です。節約だけが運営ではありません。安全のためかかる費用は仕方がないと思います。会員に何よりも損害を与えない安全なシステム構築が基本です。

## 5 社団法人と連盟の隠れた一体化か。

合法の名の下に、社団法人と連盟資料を一括発送などはもつてのほかです。連盟の加入は自由ですから、社団法人の資料の中に連盟資料が入っていれば、受け取る人は不愉快な思いをします。封筒も別々に、すべきで、一括発送は峻別を隠す行為ではないでしょうか。

## 6 株主のリストと持分が不明瞭。

株式の割り当てはどのようになっているのか。出資者が日本歯科技工士連盟なら、そのリストを会員に公開すべきです。

## 7 発送業務等の複雑化。

社団法人日本歯科技工士会、同連盟、学会、都道府県技、同連盟はそれぞれ別々の独自の活動をしており、搬送物の時期も量もまちまちです。それぞれに経費がかかる事は当然のことです。これを一括化することは、搬送の時期遅れや封入間違いの事故の発生が予想され、好ましいことではありません。

## 8 株主の権限で会社経営介入の限界。

株主の日本歯科技工士連盟が会社の人事権を行使するとなっていますが、現在の役員はどのようにして日本歯科技工士連盟が決めたのか、人数はなぜ、4名だけなのか、評議員会で公募するのが順当ではないのか。NDCの決済は評議員会に報告されるとなっています。しかし、一会社の会計に踏み込むことはできず、事後報告となり、その内容に、外部は意見を言えません。会社の経営は取締役会が実権を握っているのが会社常識です。株主が経営実務にどこまで介入できるかは疑問です。

## 9 外部委託の理由が不可思議。

社団法人なら、各種税金が免除されている。株式会社には法人所得税、法人都民税、消費税、従業員厚生費用（雇用保険、厚生年金、労災保険）等の固定経費がかかってきます。役員も無償というわけにはいきません。それなりに報酬を払わなければなりません。経費が増大するだけです。会社を設立すれば、このようにそれなりの固定経費がかかります。そして、売上げが無ければ経営が成り立ちません。社団法人という有利な組織内でできることを、あえて税金のかかる会社を設立する意味は不可思議です。委託する無駄を考えなければなりません。NDCの設立は、経費の無駄、組織の複雑化、混乱、会計の不安、等、問題が山積みです。このような法人を会員皆さまは認めてはなりません。日技を良くするために、「天下り会社」の設立は必要ありません。本来の会員が喜ぶ施策を打ち立ててほしいものです。

## 10 連盟出資の500万円は戻るのか。

謄本には株式の譲渡制限に関する規定として、「当会社の株式の譲渡又は取得については、株主または取得者は取締役会の承認を得なければならない」となっていますが、出資している500万円が日本歯科技工士連盟に戻る見込みはあるのでしょうか。